

# 『指定介護老人福祉施設入所契約書』

## 第一章 総則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (契約の期間)
- 第3条 (施設サービス計画の作成及び変更)
- 第4条 (提供するサービスの内容及び変更)
- 第5条 (介護保険給付対象外のサービス)

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第6条 (サービス利用料金の支払い)
- 第7条 (利用料金の変更)

## 第三章 事業者の義務等

- 第8条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第9条 (身体拘束の禁止)
- 第10条 (守秘義務)

## 第四章 利用者の義務

- 第11条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

## 第五章 損害賠償 (事業所の義務違反)

- 第12条 (損害賠償責任)
- 第13条 (損害賠償がなされない場合)
- 第14条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

## 第六章 契約の終了

- 第15条 (契約の終了事由)
- 第16条 (利用者からの中途解約等)
- 第17条 (利用者からの契約解除)
- 第18条 (事業者からの契約解除)
- 第19条 (契約の終了に伴う援助)
- 第20条 (利用者の入院に係る取扱い)
- 第21条 (居室の明け渡し—清算—)
- 第22条 (身元引受人)
- 第23条 (連帯保証人)
- 第24条 (一時外泊)

## 第七章 その他

- 第25条 (事故発生時の対応)
- 第26条 (緊急時の対応)
- 第27条 (苦情処理)
- 第28条 (協議事項)

# 指定介護老人福祉施設入所契約書

社会福祉法人 広虫荘

\_\_\_\_\_ (以下「利用者」と略します。)と社会福祉法人広虫荘 特別養護老人ホーム和気広虫荘 以下「事業者」と略します。)は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下の通り契約を締結します。

## 第一章 総則

### (契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

### (契約期間)

第2条 この契約期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

までの利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護者と認定された場合、契約は次の認定有効期間満了日まで自動的に更新されるものとします。

### (施設サービス計画の作成および変更)

#### 第3条

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させるものとします。

1. 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、利用者の望む生活を達成するための目標及び時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。施設サービス計画について利用者に対して説明し、同意を得、交付します。
2. 要介護認定有効期間(通常6ヶ月)に1回、または必要に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
3. 施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### (提供するサービスの内容及び変更)

第4条 利用者が利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」の通りです。

事業者は介護保険給付対象サービスとして、施設サービス計画に沿って利用者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

### (介護保険給付対象外のサービス)

#### 第5条

1. 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- ① 食事の提供

- ② 居住の提供
  - ③ 利用者が選定する特別な食事の提供
  - ④ 利用者に対する理美容サービス
  - ⑤ 教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
2. 前項の他、事業者は個別処遇の一環として、個人の要望により外出、買い物、食事などのき添いのサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
  3. 上記2項目のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
  4. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### (サービス利用料金の支払い)

#### 第6条

1. 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者を支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、利用者はサービス利用料金をいったん全額支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
2. 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
3. 前項の他、利用者は日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者を支払うものとします。
4. 上記3項目に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
5. 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

### (利用料金の変更)

#### 第7条

1. 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
2. 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
3. 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
4. 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
5. 前3項、前4項の変更があった場合は、利用者及び代理人に事前に通知するものとします。
6. 利用者及び代理人は前項の変更には同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務等

### (事業者及びサービス従事者の義務)

#### 第8条

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

2. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、利用者が受けている要介護認定有効期間の満了日30日前までに、要介護認定更新申請の援助を行うものとします。
4. 事業者は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

#### (身体拘束の禁止)

##### 第9条

1. 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
2. 前項に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、施設は利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

#### (守秘義務等)

##### 第10条

1. 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は利用者及び家族に関する個人情報について、利用者の施設サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員及び施設職員との連絡調整等、重要事項説明書に記載する場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

#### 第四章 利用者の義務

#### (利用者の施設利用上の注意義務等)

##### 第11条

1. 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但しその場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
3. 利用者はホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

#### (損害賠償責任)

##### 第12条

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者にした損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

#### 第13条

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

#### 第14条

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、利用者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

#### 第15条

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 利用者が死亡した場合
2. 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援1、要支援2と判定された場合
3. 要介護認定において、要介護1又は2と認定されたもので、特列入所の要件に該当しないと認められる場合
4. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
5. 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
6. ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
7. 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者からの中途解約等)

#### 第16条

1. 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業者に通知するものとします。
2. 利用者は、第15条第3項の場合及び入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
3. 利用者が第1項の通知を行わずに、居室から退去した場合には、事業者は利用者の解約の意思を確認するものとします。
4. 前項において、利用者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
5. 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

(利用者からの契約解除)

第17条

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第18条

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 利用者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2. 利用者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
3. 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
4. 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
5. 利用者が他の介護老人保健施設等に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

(契約の終了に伴う援助)

第19条

本契約が終了し利用者がホームを退所する場合には、利用者の希望により事業者は心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。

1. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
2. 居宅介護支援事業者の紹介
3. その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(利用者の入院に係る取り扱い)

第20条

1. 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。
2. 利用者が病院又は診療所に入院した後6日以内に退院した場合は、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者を支払うものとします。ただし、同月内で7日を越える入院であっても所定のサービス利用料金負担は6日分までを上限とします(月をまたぐ場合は最大11日分のサービス利用料金負担となります)。しかし、7日を越える入院であっても、居室が確保されている場合は、所定の居住費を事業者を支払うものとします。
3. 第18条第1項第4号による事業者からの契約解除があった場合であっても、退院後も再びホームに入所を希望される場合は、優先的に入所できるように努めるものとします。

(居室の明け渡し—精算—)

#### 第21条

1. 第15条により本契約が終了する場合において、利用者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとします。
2. 利用者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。
3. 利用者が第19条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで利用者の居室を明け渡し義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
4. 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

(身元引受人)

#### 第22条

1. 利用者の残置物や利用者の利用料等滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。
2. 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
3. 身元引受人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物の引き取り、及び1ヶ月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的な事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあります。
4. 事業者は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、事業者の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業者は法的手段等により解決を図るものとします。

(連帯保証人)

#### 第23条

1. 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
2. 前項の負担は、極度額 100万円を限度とします。
3. 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
4. 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

(一時外泊)

#### 第24条

1. 利用者は、事業者の同意を得た上で、1ヶ月に6日を限度として外泊することができるものとします。この場合、利用者が外泊開始日の3日前までに事業者に届け出るものとします。
2. 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。

## 第七章 その他

(事故発生時の対応)

### 第25条

1. 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することとします。
3. 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。

(緊急時の対応)

### 第26条

事業者は、利用者の急変等、緊急時における囑託医との連携方法、対応方法についてあらかじめ定め、適切な対応を講じるものとします。

(苦情処理)

### 第27条

事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

### 第28条

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。  
また、第10条第3項に定める個人情報の使用について、同意します。

利用者 住所

氏名

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住所

氏名

本人との続柄\_\_\_\_\_



(身元引受人及び連帯保証人)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人及び連帯保証人としての責任について理解しました。

身元引受人及び連帯保証人

住所

氏名

利用者との関係\_\_\_\_\_

(事業者) 私は、利用者の申込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任を持って行います。

事業者	住所	岡山県赤磐市沢原 1395 番地
	事業所名	社会福祉法人 広虫荘
	代表者名	理事長 堀部 徹

(家族代表) 私は、第10条3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表 住所

氏名

# 指定介護老人福祉施設重要事項説明書

社会福祉法人 広虫荘

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明申し上げます。

※当施設への入居は原則として要介護認定の結果、「要介護度3から5までの者」及び「要介護度1又は2の方のうち、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者」が対象となります。

## 1. 施設経営法人について

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 広虫荘       |
| (2) 法人所在地 | 岡山県赤磐市沢原 1395 番地 |
| (3) 電話番号  | 086-995-1221     |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 堀部 徹         |
| (5) 設立年月  | 昭和 45 年 1 月 12 日 |

## 2. ご利用施設について

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類    | 指定介護老人福祉施設（平成 12 年 4 月 1 日指定 岡山県）<br>岡山県 介護保険事業所番号 3372300321   |
| (2) 施設の目的    | ご利用者の家庭復帰を可能にすることを目指して、日々快適で安心の出来る環境と様々な介護サービスを提供し、ご利用者が心身の状況に応じ、可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援する事を目的とします。   |
| (3) 施設の名称    | 特別養護老人ホーム 和気広虫荘   |
| (4) 施設の所在地   | 岡山県和気郡和気町和気 108 番地  |
| (5) 電話番号     | 0869-93-1255  |
| (6) 施設長（管理者） | 施設長 山本 寛  |
| (7) 施設の運営方針  | ・従業者は、ご利用者の人格を尊重し、生活及び介護の質の向上をモットーに、自立支援を通し真に満足できるサービスを提供します。<br>・ご利用者の意見を反映しながら共に施設の運営を行い、地域の社会福祉に貢献する為多くの皆様が交流できる場を提供し、様々な情報をいち早く公開する事により開かれた施設を目指します。<br>・介護技術、施設整備、従業者研修等においてそれぞれの専門性を高め選ばれる施設を目指します。 |
| (8) 開設年月     | 昭和 51 年 6 月 11 日  |
| (9) 入所定員     | 100 人   |

## 3. 居室の概要について

- (1) 居室等の概要（居室数はショートステイ分を含む）

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、4人・3人・2人・1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
従来型個室（1人部屋）	1室	
2人部屋	10室	
3人部屋	1室	
4人部屋	19室	
合計	31室	
食堂	2室	
浴室	1室	一般浴槽 機械浴
医務室	1室	
ケアーカステーション	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。居室の利用にあたって、居住費のご負担をいただきます。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者と協議のうえ決定するものとします。

※居室等に関する特記事項

- ・ 食堂ホールの一画には機能訓練用の平行棒等設置
- ・ 各部屋に衣類等収納設備完備
- ・ 食堂
- ・ トイレの場所（居室内＝ポータブルトイレ、居室外＝3箇所設置）

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| 一 管理者     | 1名（併設、ケアハウスの施設長と兼務） |
| 二 事務員     | 1名以上                |
| 三 生活相談員   | 1名以上                |
| 四 介護支援専門員 | 1名以上                |
| 五 介護職員    | 33名以上               |
| 六 看護職員    | 3名以上                |
| 七 機能訓練指導員 | 1名                  |
| 八 嘱託医師    | 1名                  |
| 九 （管理）栄養士 | 1名以上（併設、ケアハウスと兼務）   |
| 十 調理員     | 9名                  |

※夜間については夜勤者4名・夜警員1名を配置しております。

〈職務内容〉

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。

## 二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事します。

## 三 生活相談員

ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

## 四 介護支援専門員

ご利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、ご利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

## 五 介護職員

ご利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。

## 六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けてご利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事します。

## 七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

## 八 嘱託医師

ご利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。

## 九 栄養士

ご利用者に提供する食事の管理、ご利用者の栄養指導に従事します。

## 十 調理員

ご利用者に提供する食事の調理業務に従事します。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担頂く場合 |
|---|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ① 食事等の介護サービス

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としていますが、食堂で食事を摂ることができないご利用者にとっては、居室に配膳し必要な食事補助を行います。また食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びにご利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供いたします。

(概ねの食事時間)

朝食 7:45 ~ 8:30      昼食 12:00 ~ 12:45      夕食 18:00 ~ 18:45

## ② 入 浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

## ③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、トイレ誘導や入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

## ④ 機能訓練

- ・介護及び看護職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

## ⑤ 口腔ケア

- ・日々の口腔内の清潔や衛生管理に努めるため、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に理解したうえで、毎日食後、口腔ケアを行います。

## ⑥ 健康管理

- ・医師（嘱託医）や看護職員が、健康管理を行います。

## ⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え・更衣を行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## ⑧ 看取り介護

- ・別紙 看取り指針を参照

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

#### ② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）のご負担となります。

※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合にも料金が発生します。第1～3段階の方は、6日目までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

項 目	個 室(従来型)		多 床 室 (2・3・4人部屋)	
	第1～3段階	第4段階	第1～3段階	第4段階
6日目以内	認定証の記載額	1, 231円	認定証の記載額	915円
7日目以降	認定証の記載額	1, 231円	認定証の記載額	915円

#### ③ 特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

**利用料金：要した費用の実費をいただきます。**

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

**\*おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。**

⑤ 契約書第21条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（入所日にかかわらず）

ご利用者の要介護度 (料金は1日に付)	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
個室利用の場合 (従来型)	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2人・3人・4人 部屋利用の場合	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円

\*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、ご利用者に対して当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、当事業所より事前にご説明致します。

<その他無料サービス>

① 施設にて無料で貴重品等の管理をさせていただきます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態： 施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの： 上記預金通帳、金融機関へ届け出た印鑑、介護保険証、医療受給者証、身障手帳等

○保管管理者： 施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・ご利用者以外の方が預金の預け入れ及び引き出しをする場合、指定の届出書を保管管理者へ提出して頂きます。
- ・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は、出入金記録を作成しその写しを年4回、代理人へ交付します。

② 理容・美容師の手配

理容・美容師の出張によるサービス（理髪調髪、顔そり、染髪等）をご利用いただけます。その際は、業者の定める料金を実費負担していただきます。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の負担割合や、要介護度及び被保険者の所得区分に応じて異なります。）

1. 介護福祉施設サービス費基本部分（1日につき）単位：単位数

区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室（従来型）	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
多床室	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位

2. 介護福祉施設サービス費加算部分 単位：単位数

加算名	単位数	加算条件	備考
夜勤職員配置加算 (従来型)	16 単位/日	夜勤を行う職員の数、基準を上回って配置している場合 夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる職員を配置していること	入所定員 50人以上
看護体制加算 I	4 単位/日	常勤の看護師を 1 名配置している場合	入所定員 50人以上 II と重複算定可能
看護体制加算 II	8 単位/日	基準を上回る看護職員の配置をしており、看護職員と 24 時間の連絡体制を確保している場合	入所定員 50人以上 I と重複算定可能
日常生活継続支援加算	36 単位/日	新規入所における重度者や認知症の方の割合が高く、介護福祉士の資格を保有する職員が、基準以上配置されている場合	サービス提供体制加算との重複算定は不可
科学的介護推進体制加算 I	40 単位/日	入所者ごとの心身の状況等（加算（II）については心身、疾病の状況等）の基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合	II との重複算定は不可
科学的介護推進体制加算 II	50 単位/日		I との重複算定は不可
サービス提供体制強化加算 I	22 単位/日	介護福祉士の資格を保有する職員が、基準以上配置されている場合	日常生活継続支援加算との重複算定は不可
再入所時栄養連携加算	200 単位/回	医療機関に入院し経管栄養又は嚥下調整食の新規導入等、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。	対象者のみ
療養食加算	6 単位/回	必要に応じ、医師の食事せんに基づいた療養食を提供した場合(3 回/日)	対象者のみ
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たっている場合	対象者のみ
経口維持加算 I	400 単位/月	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する利用者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、利用者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合	対象者のみ
経口維持加算 II	100 単位/月	経口維持加算（I）において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	対象者のみ
経口移行加算	28 単位/日	医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合	対象者のみ 180 日を限度

個別機能訓練加算Ⅰ	12 単位／日	専従の機能訓練指導員を1名以上（入所者100人につき）配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画作成・実施していること。	対象者のみ
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位／月	個別機能訓練加算Ⅰを算定していて、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合	対象者のみ (Ⅰ)と(Ⅱ)は併設可
安全対策体制加算	20 単位	担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	入所時のみ
生活機能向上連携加算	200 単位／月	外部のリハビリテーション専門職と共同で個別機能訓練計画を作成し、3月毎に評価や必要な見直しを行うこと	対象者のみ
	100 単位／月 (個別機能訓練加算を算定している場合)		
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 単位／月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。	対象者のみ
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 単位／月	Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合	対象者のみ
排泄支援加算Ⅰ	10 単位／月	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出している場合	対象者のみ ⅡとⅢの重複算定は不可
排泄支援加算Ⅱ	15 単位／月	Ⅰの算定要件を満たしていて、入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合	対象者のみ ⅠとⅢの重複算定は不可
排泄支援加算Ⅲ	20 単位／月	Ⅰの算定要件を満たしていて、入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善している場合	対象者のみ ⅠとⅡの重複算定は不可
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位／月	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たっている場合	Ⅱとの重複算定は不可
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 単位／月	Ⅰの算定要件を満たしていて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合	Ⅰとの重複算定は不可
若年性認知症受入加算	120 単位／日	若年性認知症者ごとに個別に担当者を定め、ニーズに応じたサービスを提供した場合	対象者のみ



認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 単位／日	認知症の行動・心理症状が認められた利用者について、緊急に介護福祉サービスをを行った場合。 入所日から起算して7日を算定の限度とする。	対象者のみ 若年性認知症利用者受入加算との重複算定不可
認知症専門ケア加算 I	3 単位／日	認知症ケアに関する専門研修を修了した職員を基準以上配置し、認知症ケア推進のための体制を整えている場合	II との重複算定は不可
認知症専門ケア加算 II	4 単位／日	I の条件を満たし、さらに専門的な認知症に関する研修を修了した職員を配置し、認知症ケア推進のための体制を整えている場合	I との重複算定は不可
自立支援促進加算	300 単位／月	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること 医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること 少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること 医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	対象者のみ
ADL維持等加算 I	30 単位／月	①利用者（事業所の評価対象利用期間が6か月を超える者）の総数が10名以上であること。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、パーセルインデックス（以下、BI）を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位および下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上。	
ADL維持等加算 II	60 単位／月	①ADL維持等加算 I の①と②の要件を満たすこと ②評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上。	
生産性向上推進体制加算 II	10 単位／月	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している	

協力医療機関連携加算 I	100 単位／月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合	
認知症チームケア 推進加算 II	120 単位／月	①事業所又は施設における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること ②対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること ③認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること	認知症専門ケア加算と重複算定不可
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数に 14%を乗じた 単位数	基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	

上記2の加算については、加算条件を事業所が満たした場合のみの算定となります。  
(ご利用中に加算内容の変更をすることがあります。)

### 3. 介護サービス費加算部分 単位：単位数

加算名	単位数	加算条件	備考
初期加算	30 単位／日	入所した日から30日以内の期間（30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も、同様）	対象者のみ
外泊時費用	246 単位／日	入院及び外泊の場合、1月に6日を限度として基本部分に代えて算定	対象者のみ
退所前訪問相談 援助加算	460 単位／回	退居に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し利用者・家族等に退所後のサービス利用について相談援助を行った場合（入所後早期に相談援助を行った場合は2回）を限度として算定	対象者のみ
退所後訪問相談 援助加算	460 単位／回	退所後30日以内に居宅を訪問し、利用者・家族等に相談援助を行った場合、退所後1回を限度として算定	対象者のみ
退所時相談援助加算	400 単位／回	利用者及びその家族に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センター（地域包括センター）に対して必要な情報を提供した場合、1回を限度として算定	対象者のみ

退所前連携加算	500 単位／回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	対象者のみ
退所時情報提供加算	250 単位／回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等 1 人につき 1 回限り算定する。	
高齢者施設等感染対策向上加算 I	10 単位／月	①第 2 種協定指定医療機関との間で進行感染症の発生時等の体制を確保している事 ②協力医療機関等の中で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に関わる届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していること	
高齢者施設等感染対策向上加算 II	5 単位／月	診療報酬における感染対策向上加算に関わる届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること	
新興感染症等施設療養費	240 単位／日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日連続を限度として算定する。	5 日を限度
看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合。</li> <li>・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している場合（その家族等が説明を受けた上で、同意している場合を含む）。</li> <li>・看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている場合（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている場合）。</li> </ul>		
	72 単位／日	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	対象者のみ
	144 単位／日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	対象者のみ
	680 単位／日	死亡日以前 2 日又は 3 日	対象者のみ
	1,280 単位／日	死亡日	対象者のみ

4. 食費自己負担額（保険外 日額） 単位：円

基準額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
1,650円	1,360円	650円	390円	300円

5. 居住費自己負担額（保険外 日額） 単位：円

区分	基準額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第3段階	第2段階	第1段階
個室（従来型）	1,231円	880円	480円	380円
多床室	915円	430円	430円	0円

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者側が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者側の負担額を変更します。

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された食費・居住費の金額のご負担となります。

**(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）**

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し（月末締め）、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い頂きます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 受付窓口（事務所）での、現金払い（月曜日～土曜日 8：30～17：30）

イ. 指定口座へのお振り込み

- ・トマト銀行 和気支店 普通口座 9254653
- ・ゆうちょ銀行 15450 14788391

ウ. 下記指定金融機関口座からの自動引き落とし

ゆうちょ銀行 —— 毎月15日引き落とし

※手数料は自己負担でお願いします

#### (4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

##### (1) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人紀典会 北川病院
---------	--------------

当施設では北川病院(協力医療機関)と協定を結び、お互いに連絡を密にし、以下の状況の際には適切な医学的支援を行います。

- ① 入所者の病状が急変した場合には、北川病院の医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しています。
- ② 入所者に診療が必要になった場合には、当施設の求めに応じて北川病院で診療を行う体制を常時確保しています。
- ③ 入所者の病状に急変が生じた場合には、北川病院の医師が診療を行い、入院加療が必要な場合には原則として北川病院で入院の受け入れ体制を確保しています。

##### (2) 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	医療法人紀典会 北川病院
-----------	--------------

#### 6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所して頂くこととなります。(契約書第15条参照)

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 要介護認定において、要介護度1又は2と認定された者で、特列入所の要件に該当しないと認められる場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

##### (1) ご利用者からの退所の申出(中途解約・契約解除)(契約書第16条、第17条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の1ヶ月前までにお申し出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所して頂くことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

## (3) ご利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

当施設に利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

### ①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。  
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担頂きます。  
1日あたり 246円（外泊時費用）

### ②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。  
但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されているショートステイの居室等をご利用頂く場合があります。

### ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除させていただきます。  
この場合には、契約解除後の支援、再入所についてのご相談もさせていただきます。

\*入院期間中も引き続き当該居室の居住費をご負担頂くこととなります。入院費用と居住費の両方をご負担頂くこととなりますので、入院期間に関わらず、契約の解除を希望される場合においても、契約解除後の支援、再入所についてのご相談をお受け致します。

## (4) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合にはご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 身元引受人（契約書第22条参照）

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

- ・当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。
- ・また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。

## 8. 連帯保証人（契約書第23条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 9. 個人情報の取り扱い

### （1）利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者およびご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご利用者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

### （2）第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用者およびご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答
- ⑪ 協力医療機関等への情報提供（本人、家族含む）

### （3）ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては（2）の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がおありの場合は遠慮無くお申し出下さい。

#### (4) 施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の掲示

当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加されたご利用者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご利用者の家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、施設報等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

### 10. 事故発生時の対応について（契約書第25条参照）

(1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに県、市町村、代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録することと致します。

(2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。

### 11. 緊急時の対応について（契約書第26条参照）

当施設では、利用者の急変等、緊急時における嘱託医との連携方法、対応方法についてあらかじめ定め、適切な対応を講じさせていただきます。

### 12. 苦情の受付について（契約書第27条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○ 苦情受付窓口

苦情解決責任者（施設長） 山本 寛

苦情受付責任者（生活相談員） 田中 優 輔 合田 和 代

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30まで

※受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。

また、ご意見受付箱を玄関ホールに設置しておりますのでご利用下さい。

#### ○ 第三者委員

・清水 英子 ・吉野 典寿

※公正中立的な立場で、苦情を受け付け、相談にのっていただける委員です。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

和気町役場 介護保険課 介護保険係	岡山県和気郡和気町尺所 555 電話番号 0869-93-1139
赤磐市役所 介護保険課	岡山県赤磐市下市 344 電話番号 086-955-1116
備前市役所 介護保険課 介護保険係	岡山県備前市東片上 126 電話番号 0869-64-1828
岡山県国民健康保険団体連合会 介護110番	岡山県岡山市北区桑田町 17-5 電話番号 086-223-8811

### 13. 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 山本 寛
-------------	----------

② 苦情解決体制を整備しています。



- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 1 4. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	令和 年 月 日 実施 ・ なし
------------	------------------

#### <重要事項説明書付属文書>

##### 1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 2,377㎡
- (3) 併設事業

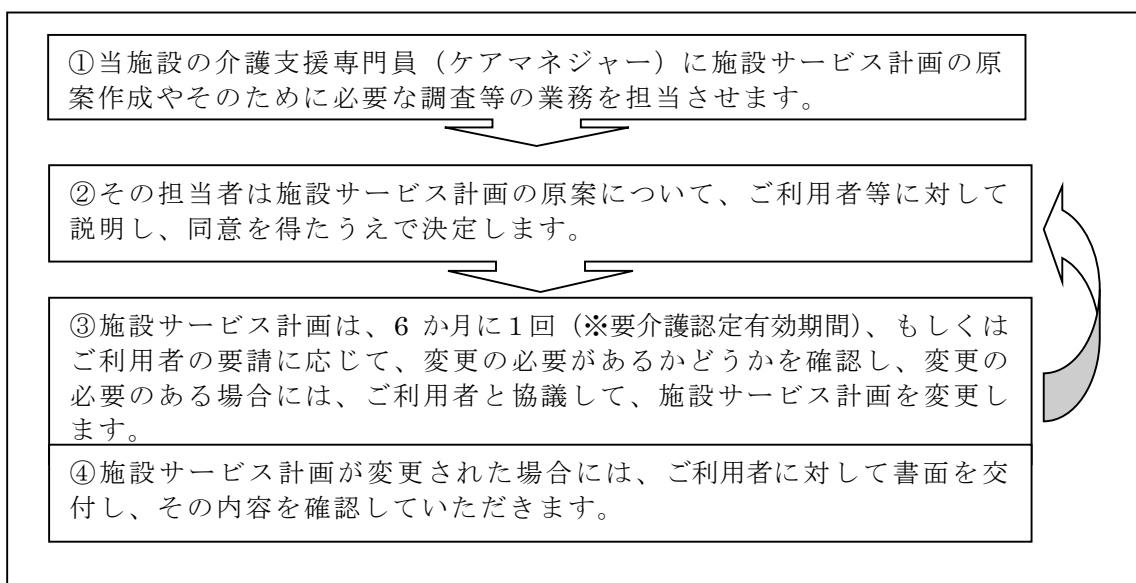
当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護(ショートステイ)] 平成12年4月1日指定 (令和2年4月1日更新)

介護保険事業所番号 3372300198 定員：空床型

##### 2. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第3条参照)



##### 3. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご利用者本人又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、同意を得ます。

#### 4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 持ち込みの制限

施設利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

火器及び危険物

##### (2) 面会

面会時間 8：30～21：00（原則として） 21：00に閉門致します。

※来訪者は、必ずその都度受付の面会簿にご記入下さい。

※なお来訪される場合、犬、猫、小鳥等ペットの類の持込みは禁止とさせていただきます。

##### (3) 外出・外泊（契約書第24条参照）

外出、外泊をされる場合は、外泊開始日の3日前までにお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

##### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があり、3食すべて欠食の場合には、重要事項説明書 5に定める「食費自己負担額」は減免されます。

##### (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂きます。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

##### (6) 喫煙

施設で指定した喫煙スペース以外での喫煙はできません。

#### 5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

ます。また事故の発生において施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。

## 同 意 書

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、重要事項及び看取り指針の説明を行い文書の交付を行いました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更となる場合があることを説明しました。

社会福祉法人 広虫荘  
特別養護老人ホーム和気広虫荘

説明者職名 生活相談員

氏 名

私は、事業者から重要事項及び看取り指針の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、交付文書を受領しました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内容が変更となることに同意しました。

利用者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

利用者との関係